

当金庫の自己資本の充実の状況について

定性的な開示項目

I. 自己資本の状況について	34
(1) 自己資本調達手段の概要	34
(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	34
II. 各種リスク管理態勢について	34
1. 信用リスク	34
(1) 信用リスク管理の方針及び手続の概要	34
(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	34
(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	34
2. 市場リスク	34
(1) 派生商品取引及び長期決済取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	34
(2) 証券化エクスポージャーに関する事項	34
(3) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	35
(4) 銀行勘定における金利リスクに関する事項	35
3. オペレーショナル・リスク	35
(1) オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要	35
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	35

定量的な開示項目

1. 自己資本の構成に関する事項	36
2. 自己資本の充実度に関する事項	37
3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）	
(1) リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額	38
(2) 地域別の信用リスク エクスポージャー	38
(3) 貸出金業種別内訳	30
(4) 貸出金の残存期間別残高	38
(5) 有価証券の残存期間別残高	39
(6) 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの業種別内訳	39
(7) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等	40
(8) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	31
4. 信用リスク削減手法に関する事項	38
5. 派生商品取引及び長期決済取引の取引相手のリスク	39
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	39
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	
(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等	40
(2) 子会社株式及び関連会社法人等株式の貸借対照表計上額	39
(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	40
8. 銀行勘定の金利リスクに関する事項	41

用語解説

証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏づけに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産のことです。
派生商品取引	デリバティブ取引のことで、具体的には、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するにあたって、用いることができる格付けを付与する格付機関のことです。
信用集中リスク	不良債権のうち大口先に対するものが、担保を差し引いた残額の一定額が損失となった場合のリスク量のことです。つまり、大口の損失が発生した場合、経営の継続に対してどれくらい影響があるかをみるものです。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位且つ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額です。
リスク・ウェイト	債権等の危険度を表す指標です。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの額（信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）。

定性的な開示項目《自己資本の状況について・各種リスクの管理態勢について》

I. 自己資本の状況について

(1) 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金と利益剰余金等により構成されています。平成28年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預かりしている出資金(普通出資)が該当します。

(2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

II. 各種リスク管理態勢について

1. 信用リスク～信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことを言います。

(1) 信用リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき重要リスクの一つであるとの認識の上、融資の基本原則（安全性、公共性、流動性、成長性、収益性）に則した厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念・規範等を明示した「与信判断の指針」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別や業種別、さらに与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準及び償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・R&I（株式会社格付投資情報センター）
- ・JCR（株式会社日本格付研究所）
- ・Moody's（ムーディーズ・インベスターズ・サービス）
- ・S&P（スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス）

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価管理を行っています。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「宮崎県信用保証協会」、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「社団法人しんきん保証基金保証」があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

2. 市場リスク～市場リスクとは、金利、為替、株式などの価格が変動することで、当金庫の資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスクのことを言います。

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

(2) 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化取引を行っておりません。

(3) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金であります。そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及びストレステスト等によるリスク計測によって把握するとともに、市場リスクの状況やリスク限度枠及び損失限度枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会に報告しています。

一方、非上場株式、子会社・関連会社等上記以外についても、その状況を適宜経営陣に報告するなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則した適正な処理を行っております。

(4) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

【リスク管理の方針及び手続の概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を示しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢を整備しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測などを、リスク管理委員会で審議・検討するとともに必要に応じて常務会及び理事会に報告を行うなど、リスク・コントロールに努めております。

【内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要】

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

- ・ 計測手法
「金利更改ラダー方式」
- ・ コア預金
対 象：流動性預金（当座・普通・貯蓄預金等）
算定方法：①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
- ・ 金利感応資産・負債
預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
- ・ 金利ショック幅
99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値
- ・ リスク計測の頻度
月次（前月末基準）

3. オペレーショナル・リスク～業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクのことを言います。

(1) オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、リスク管理体制や管理方法についての基本方針を定めた「オペレーショナル・リスク管理規程」を策定し、確実にリスクを認識し、評価しております。また、オペレーショナル・リスクの状況については、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて常務会及び理事会に報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、オペレーショナル・リスク計測については、自己資本比率規制におけるオペレーショナル・リスク相当額算定手法のうち、基礎的手法を採用しております。

定量的な開示項目

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目		平成27年度	経過措置による 不算入額	平成28年度	経過措置による 不算入額
自己資本	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	1,881,569		1,992,164	
	うち、出資金及び資本剰余金の額	623,515		624,990	
	うち、利益剰余金の額	1,273,424		1,379,330	
	うち、外部流出予定額 (△)	12,300		12,156	
	うち、上記以外に該当するものの額	△ 3,070		-	
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	59,777		63,096	
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	59,777		63,096	
	うち、適格引当金コア資本算入額				
	コア資本に係る基礎項目の額 (A)	1,941,346		2,055,260	
	無形固定資産の額の合計額	-	-	-	-
	繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く) の額	764	1,146	-	-
	適格引当金不足額	-	-	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
	前払年金費用の額	28,869	43,304	65,646	43,764
	自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額	-	-	-	-
	意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
	少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
	特定項目に係る10%基準超過額	-	-	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (B)	29,633		65,646		
自己資本の額 ((A) - (B)) (C)	1,911,713		1,989,613		
リスク・アセット等	資産 (オンバランス項目)	22,183,665		23,972,901	
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 9,146		19,572	
	うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-		-	
	うち、繰延税金資産	1,146		-	
	うち、前払年金費用	43,304		43,764	
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 53,597		△ 24,191	
	うち上記以外に該当するものの額	-		-	
	オフ・バランス取引等項目	147,565		192,487	
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,580,162		1,531,400	
	信用リスク・アセット調整額	-		-	
	オペレーショナル・リスク相当調整額	-		-	
リスク・アセット等計 (D)	23,911,393		25,696,789		
単体自己資本比率 ((C) / (D))	7.99%		7.74%		

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本比率 = $\frac{\text{自己資本 (19億89百万円)}}{\text{信用リスク (241億65百万円) + オペレーショナル・リスク (15億31百万円)}} = 7.74\%$
 「自己資本比率」は、金融機関の健全な体質を示す指標です。
 平成29年3月末の自己資本比率は、7.74%と金融庁告示で定められている「国内基準の4%」を上回る十分な水準を確保しており、信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク・アセットに対する所要自己資本として十分な水準となっております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成27年度		平成28年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	22,331	893	24,165	966
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	22,331	893	24,165	966
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	119	4	109	4
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第1種金融商品取引業者向け	3,446	137	3,636	145
法人等向け	4,056	162	4,502	180
中小企業等向け及び個人向け	7,718	308	8,309	332
抵当権付住宅ローン	676	27	637	25
不動産取得等事業向け	4,338	173	5,220	208
3ヶ月以上延滞等	375	15	283	11
取立未済手形	2	0	1	0
信用保証協会等による保証付	123	4	126	5
出資等	253	10	74	2
出資等のエクスポージャー	253	10	74	2
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	1,230	49	1,243	49
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	388	15	376	15
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	162	6	147	5
上記以外のエクスポージャー	679	27	719	28
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③複数の資産を裏付けとする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	44	1	43	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△53	△2	△24	△0
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,580	63	1,531	61
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	23,911	956	25,696	1,027

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「3ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第1種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイト150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算出方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

定量的な開示項目

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成27年度		平成28年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0		7,857		7,092
10		4,001		3,928
20	17,330	10	18,280	8
35		1,932		1,820
50		85		83
75		11,877		12,843
100	500	10,098	800	11,879
150		252		138
200				24
250		92		107
合 計	17,830	36,208	19,080	37,926

- (注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）は含まれておりません。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	567	499	5,509	6,099	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

地域別の信用リスク エクスポージャー

(単位：百万円)

国 内	信用リスク エクスポージャー期末残高							
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引				有価証券		3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
国 内	54,273	56,318	25,664	27,338	11,228	10,246	880	666
国 外	325	310	—	—	325	310	—	—
合 計	54,599	56,628	25,664	27,338	11,554	10,556	880	666

貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

平成27年度

	期間の定めのないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
貸 出 金	2,429	4,309	5,242	3,897	2,494	2,490	4,610	25,474
うち変動金利	360	—	1,914	1,696	1,489	1,919	4,459	12,922
うち固定金利	2,069	—	3,328	2,200	1,005	570	151	12,552

平成28年度

	期間の定めのないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
貸 出 金	2,327	4,675	5,537	3,992	2,636	2,623	5,309	27,104
うち変動金利	322	—	1,992	1,801	1,605	2,033	5,119	13,998
うち固定金利	2,005	—	3,544	2,190	1,031	590	189	13,105

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

平成27年度

	期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国 債		99			799	698		1,597
地 方 債		299	499	399	399	2,499		4,099
社 債		834	879	1,052	752	1,357		4,876
株 式	9							9
その他有価証券 (うち外国証券) (うち外国株式)	240	101	101	101				543
合 計	249	1,336	1,480	1,553	1,951	4,555		11,126

平成28年度

	期間の定め のないもの	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国 債					798	300		1,098
地 方 債		499		599	1,099	1,699		3,899
社 債		338	1,271	1,046	553	1,036	700	4,947
株 式	9							9
その他有価証券 (うち外国証券) (うち外国株式)	49	101		202				352
合 計	58	940	1,271	1,848	2,451	3,036	700	10,307

派生商品取引及び長期決済取引相手のリスク

【該当ありません】

証券化エクスポージャーに関する事項

【該当ありません】

子会社株式及び関連会社法人等株式の貸借対照表計上額

【該当ありません】

3ヶ月以上延滞エクスポージャーの業種別内訳 (単位：百万円)

業種区分	平成27年度		平成28年度	
	貸出先数	貸出金残高	貸出先数	貸出金残高
製 造 業	6	166	5	59
農 業、 林 業	2	2	1	2
漁 業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	10	138	6	93
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—
運 輸 業、 郵 便 業	1	0	1	0
卸 売 業、 小 売 業	14	190	15	223
金 融 業、 保 険 業	1	0	1	0
不 動 産 業	1	28	—	—
物 品 賃 貸 業	1	1	1	0
学術研究、専門・技術サービス業	1	9	1	9
宿 泊 業	—	—	—	—
飲 食 業	9	176	6	151
生活関連サービス業、娯楽業	5	28	4	23
教育、学習支援業	—	—	—	—
医 療、 福 祉	1	2	—	—
その他のサービス業	3	12	2	10
地 方 公 共 団 体	—	—	—	—
個 人	31	121	22	91
合 計	86	880	65	666

定量的な開示項目

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		個別貸倒引当金				期末残高		貸出金償却	
	27年度	28年度	27年度	28年度	当期減少額		27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
					目的使用	その他						
製造業	149	151	151	62	-	84	149	66	151	62	-	-
農業、林業	1	1	1	2	-	0	1	1	1	2	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	103	112	112	77	-	38	103	74	112	77	0	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	0	1	1	1	-	-	0	1	1	1	-	-
卸売業、小売業	72	112	112	118	-	2	72	109	112	118	1	-
金融業、保険業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
不動産業	28	28	28	-	-	28	28	-	28	-	-	-
物品賃貸業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	9	9	9	9	-	-	9	9	9	9	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	129	128	128	125	-	6	129	122	128	125	-	-
生活関連サービス、娯楽業	14	13	13	11	-	-	14	13	13	11	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	0	3	3	-	-	2	0	0	3	-	-	-
その他のサービス業	25	21	21	18	-	2	25	19	21	18	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	49	55	55	58	-	4	49	50	55	58	0	0
合計	587	639	639	486	-	169	587	470	639	486	1	0

(注) 業種別区分は日本標準産業区分の大分類に準じて記載しております。

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

出資等エクスポージャー	売却額		(売却益)	(売却損)	株式等償却
	平成27年度	平成28年度			
	103	255	(57)	(-)	-
			(78)	(14)	-

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	平成27年度					平成28年度				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	(うち益)	(うち損)	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	(うち益)	(うち損)
上場株式等	-	-	-	(-)	(-)	-	-	-	(-)	(-)
その他の証券	513	610	96	(109)	(12)	322	328	6	(7)	(1)
合計	513	610	96	(109)	(12)	322	328	6	(7)	(1)

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記その他は、投資信託等です。

その他有価証券で時価のないもの等

区分	平成27年度	平成28年度
上場株式等	248	248
非上場株式等	9	9
その他の証券	30	30
合計	287	287

(注) 上場株式等は、信金中央金庫の出資金です。

銀行勘定の金利リスク

(単位：百万円)

【運用勘定】	金利リスク量		【調達勘定】	金利リスク量	
	平成27年度	平成28年度		平成27年度	平成28年度
貸出金	42	173	定期性預金	2	60
有価証券	130	147	要求性預金	1	61
預け金	1	45	その他	－	－
その他	－	－	調達勘定合計	3	121
運用勘定合計	173	365			
銀行勘定の金利リスク	170	244			

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が金利ショックによりどれぐらいリスク量が発生するかを見るものです。
当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値（保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される経済価値の低下額）として銀行勘定の金利リスクを算出しております。

2. 要求性預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求性預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金・当座預金等の残高の50%相当額を平均2.5年として、リスク量を算出しております。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量から調達勘定の金利リスク量を控除して算出します。

銀行勘定の金利リスク(244百万円)＝運用勘定の金利リスク量(365百万円)－調達勘定の金利リスク量(121百万円)

信用集中リスク（29年3月期）

(単位：百万円)

自己資本（A）	1,989	リスク・アセット（D）	25,696
大口要管理先以下非保全額（B）	－	自己資本比率	7.74%
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本（C）＝（A）－（B）	1,989	信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本比率（C）／（D）	7.74%

パーセルⅢの第2の柱で定義されている信用集中リスクは、大口と信先のうち、要管理先以下（要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先）のものに対する債権の非保全額（個別貸倒引当金を除く）の一定額が損失となった場合であり、その場合に現状の自己資本比率に与える影響を測ることが求められています。

当金庫では、非保全額の一定額ではなく全額が損失となるケースで算出していますが、大口要管理先以下非保全額は該当がありませんので29年3月期自己資本比率は7.74%から変動しません。国内だけで営業する金融機関に求められている自己資本比率4%を上回っているため、経営の継続に与える影響は僅少であるといえます。

役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。なお、当金庫は全役員に対して賞与は支給していません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成28年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	44

(注) 1. 対象役員に該当する理事は3名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」38百万円、「退職慰労金」6百万円となっております。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成28年度において、対象職員に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成28年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 平成28年度において対象役員が受ける報酬額と同等以上の報酬等を受ける者はいませんでした。